

○補償の請求書等の様式に関する規程

第 一 次改正	平成	六年	七月	平成六年二月十日 地基規程第一号	四号
第 二 次改正	平成	六年	九月二十九日	地基規程第一号	七号
第 三 次改正	平成	七年	七月	地基規程第一号	三号
第 四 次改正	平成	七年	八月	地基規程第一号	五号
第 五 次改正	平成	八年	三月二十九日	地基規程第一号	三号
第 六 次改正	平成	八年	六月二十六日	地基規程第一号	五号
第 七 次改正	平成	九年	四月	地基規程第一号	二号
第 八 次改正	平成	十年	三月二十四日	地基規程第一号	六号
第 九 次改正	平成	十年	四月	地基規程第一号	八号
第 十 次改正	平成	十一年	二月	地基規程第一号	一号
第 十 一 次改正	平成	十一年	三月二十四日	地基規程第一号	九号
第 十 二 次改正	平成	十一年	四月	地基規程第一号	一号
第 十 三 次改正	平成	十二年	十月	地基規程第一号	十三号
第 十 四 次改正	平成	十二年	三月三十一日	地基規程第一号	二号
第 十 五 次改正	平成	十二年	三月三十一日	地基規程第一号	三号
第 十 六 次改正	平成	十三年	三月二十八日	地基規程第一号	二号
第 十 七 次改正	平成	十四年	二月二十八日	地基規程第一号	三号
第 十 八 次改正	平成	十四年	三月二十九日	地基規程第一号	五号
第 十 九 次改正	平成	十五年	四月	地基規程第一号	二号
第 二 十 次改正	平成	十五年	九月二十二日	地基規程第一号	五号
第 二 十 一 次改正	平成	十六年	三月三十一日	地基規程第一号	二号
第 二 十 二 次改正	平成	十六年	四月	地基規程第一号	三号
第 二 十 三 次改正	平成	十六年	四月	地基規程第一号	五号
第 二 十 四 次改正	平成	十六年	十二月十二日	地基規程第一号	七号
第 二 十 五 次改正	平成	十七年	三月二十五日	地基規程第一号	三号
第 二 十 六 次改正	平成	十七年	四月	地基規程第十二号	二号
第 二 十 七 次改正	平成	十八年	三月三十一日	地基規程第一号	三号
第 二 十 八 次改正	平成	十八年	四月二十四日	地基規程第一号	四号
第 二 十 九 次改正	平成	十九年	三月	地基規程第三号	三号
第 三 十 次改正	平成	十九年	六月二十七日	地基規程第五号	五号

第三十一次改正	平成	二十年	三月二十四日	地基規程第一号	七号
第三十二次改正	平成	二十年	十月	地基規程第一号	七号
第三十三次改正	平成	二十一年	六月二十五日	地基規程第一号	八号
第三十四次改正	平成	二十二年	三月	地基規程第一号	二号
第三十五次改正	平成	二十二年	四月	地基規程第一号	六号
第三十六次改正	平成	二十三年	三月三十一日	地基規程第一号	五号
第三十七次改正	平成	二十四年	三月三十日	地基規程第一号	六号
第三十八次改正	平成	二十七年	三月三十一日	地基規程第一号	二号
第三十九次改正	平成	二十七年	九月三十日	地基規程第一号	六号
第四十次改正	平成	二十八年	三月十七日	地基規程第一号	四号
第四十一次改正	平成	二十八年	三月三十一日	地基規程第一号	七号
第四十二次改正	平成	二十八年	十月	地基規程第一号	九号
第四十三次改正	平成	二十八年	十一月二十九日	地基規程第一号	十二号
第四十四次改正	平成	二十九年	三月三十一日	地基規程第一号	二号
第四十五次改正	平成	二十九年	十一月二十七日	地基規程第一号	三号
第四十六次改正	平成	三十年	二月二十三日	地基規程第一号	二号
第四十七次改正	平成	三十年	三月	地基規程第一号	四号
第四十八次改正	平成	三十年	十一月二十八日	地基規程第一号	五号
第四十九次改正	平成	三十一年	三月二十九日	地基規程第一号	四号
第五十次改正	令和	元年	五月	地基規程第一号	二号
第五十一次改正	令和	元年	七月	地基規程第一号	四号
第五十二次改正	令和	元年	十月	地基規程第一号	七号
第五十三次改正	令和	二年	四月	地基規程第一号	二号
第五十四次改正	令和	二年	十二月二十一日	地基規程第一号	六号
第五十五次改正	令和	三年	三月三十一日	地基規程第一号	五号
第五十六次改正	令和	四年	二月二十二日	地基規程第一号	一号
第五十七次改正	令和	四年	三月三十一日	地基規程第一号	二号
第五十八次改正	令和	四年	六月二十七日	地基規程第一号	四号
第五十九次改正	令和	四年	九月二十九日	地基規程第一号	五号
第六十次改正	令和	五年	三月三十一日	地基規程第一号	六号
第六十一次改正	令和	五年	九月二十九日	地基規程第一号	八号
第六十二次改正	令和	六年	三月二十九日	地基規程第一号	二号

補償の請求書等の様式に関する規程（昭和四十六年地基規程第三号）の全部を改正する。

1 地方公務員災害補償基金業務規程（昭和四十八年地基規程第一号。以下別表中において「規程」という。）第二章、第三章及び第七章に定める補償の請求書等の様式は、別表に定めるところによるものとする。

2 様式中「公務」には、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含むものとする。

（第一次改正・一部、第三次改正・一部、第四次改正・一部、第五次改正・一部、第二十一改正・全部、第二十七次改正・一部、第二十八次改正・一部、第二十九次改正・一部、第三十四次改正・一部、第四十一次改正・一部、第四十六次改正・一部）

附 則

この規程は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年七月六日地基規程第四号）

この規程は、平成六年七月六日から施行し、平成六年四月一日から適用する。

附 則（平成六年九月二十九日地基規程第七号）

この規程は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成七年七月十七日地基規程第三号）

この規程は、平成七年七月十七日から施行し、平成七年四月一日から適用する。

附 則（平成七年八月一日地基規程第五号）

この規程は、平成七年八月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十九日地基規程第三号）

1 この規程は、平成八年四月一日から施行する。

2 平成八年四月一日前の期間に係る介護料に係る申請書、通知書及び記録簿については、なお従前の例による。

附 則（平成八年六月二十六日地基規程第五号）

この規程は、平成八年六月二十六日から施行し、平成八年四月一日から適用する。

附 則（平成九年四月一日地基規程第二号）

1 この規程は、平成九年四月一日から施行する。

2 改正後の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る介護補償の請求について適用し、施行日前の期間に係る介護補償の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成十年三月二十四日地基規程第六号）

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十年四月九日地基規程第八号）

1 この規程は、平成十年四月九日から施行する。

2 この規程による改正後の補償の請求書等の様式に関する規程は、平成十年四月一日以降の期間に係る介護補償の請求について適用し、同日前の期間に係る介護補償の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年二月十六日地基規程第一号）

1 この規程は、平成十一年二月十六日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に存するこの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成十一年三月二十四日地基規程第九号）

この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年四月一日地基規程第十一号）

この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十月一日地基規程第十三号）

この規程は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日地基規程第二号）

この規程は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日地基規程第三号）

この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十八日地基規程第二号）

1 この規程は、平成十三年三月二十八日から施行する。

- 2 改正後の補償の請求書等の様式に関する規程（別紙様式第六号及び別紙様式第四十二号を除く。）は平成十三年一月六日から適用する。
- 3 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成十四年二月二十八日地基規程第三号）

- 1 この規程は、平成十四年三月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成十四年三月二十九日地基規程第五号）

- 1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成十五年四月一日地基規程第二号）

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年九月二十二日地基規程第五号）

この規程は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十一日地基規程第二号）

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 平成十六年四月一日前の期間に係る介護用機器に関する事業に係る申請書、通知書及び記録簿については、なお従前の例による。

附 則（平成十六年四月七日地基規程第三号）

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月三十日地基規程第五号）

この規程は、平成十六年五月一日から施行する。

附 則（平成十六年十一月十二日地基規程第七号）

- 1 この規程は、平成十六年十一月十二日から施行する。
- 2 改正後の補償の請求書等の様式に関する規程は平成十六年十月二十八日から施行す

る。

附 則（平成十七年三月二十五日地基規程第三号）

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年四月八日地基規程第十二号）

この規程は、平成十七年四月十一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日地基規程第三号）

- 1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 平成十八年十二月三十一日以前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償に関する平均給与額算定書については、なお従前の例による。
- 3 平成十八年四月一日前に係る在宅介護のための住宅に関する事業及び身体障害者用自動車に関する事業の申請書、通知書及び記録簿については、なお従前の例による。

附 則（平成十八年四月二十四日地基規程第四号）

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日地基規程第三号）

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年六月二十七日地基規程第五号）

この規程は、地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程（平成十九年六月二十七日地基規程第四号）の施行の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

附 則（平成二十年三月二十四日地基規程第二号）

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年六月二十五日地基規程第八号）

この規程は、平成二十一年六月二十五日から施行し、改正後の補償の請求書等の様式に関する規程は、平成二十一年四月一日から適用する。

附 則（平成二十二年三月十九日地基規程第二号）

- 1 この規程は、平成二十二年三月十九日から施行する。
- 2 別紙様式第十四号の改正規定（同様式の〔記録簿〕の5中「所轄庁令和〇年〇月〇日」

「別紙様式第十四号及び別紙様式第十五号の改正規定（同様式の「附則」の6中「別紙様式第十四号及び別紙様式第十五号」を「別紙様式第十四号」に改める部分及び同様式の「附則」の10の(10)中「別紙様式」を「別紙」に改める部分を除く。）による改正後の別紙様式第十五号は、この規程の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡及び同日以後にその発生が確定した疾病に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡に関する遺族補償年金に係る地方公務員災害補償基金業務規程（以下「規程」という。）第十五条第一項の請求書及び遺族特別給付金に係る第三十一条の八第一項の申請書（以下「請求書等」という。）の様式について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡及び同日前にその発生が確定した疾病に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡に関する請求書等の様式については、なお従前の例による。

3 改正後の別紙様式第三十九号、別紙様式第四十号及び別紙様式第四十一号は、平成二十二年一月一日以後に提出された規程第二十五条第一項の報告書の様式について適用し、同日前に提出された同項の報告書の様式については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年四月一日地基規程第六号）
この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日地基規程第五号）
この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日地基規程第六号）
この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日地基規程第二号）
この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年九月三十日地基規程第六号）
1 この規程は、平成二十七年十月一日から施行する。

2 この規程の施行の際現に存するこの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二十八年三月十七日地基規程第四号）
1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際現に存するこの規定による改正前の別紙様式第二十六号、別紙様式第四十七号及び別紙様式第五十二号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二十八年三月三十一日地基規程第七号）
この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十月十四日地基規程第九号）
この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十一月二十九日地基規程第十二号）
この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日地基規程第二号）
この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年十一月二十七日地基規程第三号）
この規程は、平成二十九年十二月一日から施行する。

附 則（平成三十年二月二十三日地基規程第二号）
この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日地基規程第四号）
この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十一月二十八日地基規程第五号）
この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日地基規程第四号）
この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月一日地基規程第二号）
この規程は、令和元年五月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日地基規程第四号）

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和元年十月三十日地基規程第七号）

この規程は、令和元年十月三十日から施行する。

附 則（令和二年四月一日地基規程第二号）

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十一日地基規程第六号）

この規程は、令和二年十二月二十一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日地基規程第五号）

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年二月二十二日地基規程第一号）

1 この規程は、令和四年三月一日から施行する。

2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和四年三月三十一日地基規程第二号）

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年六月二十七日地基規程第四号）

この規程は、令和四年七月一日から施行する。

附 則（令和四年九月二十九日地基規程第五号）

この規程は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日地基規程第六号）

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年九月二十九日地基規程第八号）

この規程は、令和五年九月二十九日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日地基規程第二号）

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

別表

補償の請求書等の種別	名 称	様 式	用紙の大きさ (日本産業規格)
規程第七条第一項の請求書	公務災害認定請求書	別紙様式第一号	A 列 4
規程第七条第一項の請求書	通勤災害認定請求書 法第二条第二項第一号 関係 住居と勤務場所との間 の往復の場合	別紙様式第二号	A 列 4
規程第七条第一項の請求書	通勤災害認定請求書 法第二条第二項第二号 及び第三号関係 兼業及び単身赴任者の 住居間の移動の場合	別紙様式第二号の二	A 列 4
規程第八条の通知書	公務災害認定通知書	別紙様式第三号	A 列 4
規程第八条の通知書	通勤災害認定通知書	別紙様式第四号	A 列 4
規程第九条の請求書	療養の給付請求書	別紙様式第五号	A 列 4
規程第十条第一項の請求書	療養補償請求書	別紙様式第六号	A 列 4
規程第十二条第一項の請求書及び 規程第三十一条の二の申請書	休業補償請求書 休業援護金申請書	別紙様式第七号	A 列 4
規程第十二条第一項の請求書及び 規程第三十一条の二の申請書	休業補償請求書 休業援護金申請書 (離職者用)	別紙様式第八号	A 列 4

規程第十三条第一項の請求書及び規程第三十一条の七の申請書	障害補償年金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書	別紙様式第九号	A 列 4
規程第十三条第一項の請求書及び規程第三十一条の七の申請書	障害補償年金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書 〔特殊公務災害・国際緊急援助活動特別災害関係〕	別紙様式第十号	A 列 4
規程第十三条第一項の請求書及び規程第三十一条の七の申請書	障害補償一時金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書	別紙様式第十一号	A 列 4
規程第十三条第一項の請求書及び規程第三十一条の七の申請書	障害補償一時金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書 〔特殊公務災害・国際緊急援助活動特別災害関係〕	別紙様式第十二号	A 列 4
規程第十四条第二項の請求書	障害補償変更請求書	別紙様式第十三号	A 列 4
規程第十四条の二第一項の請求書	介護補償請求書	別紙様式第十三号の二	A 列 4
規程第十五条第一項の請求書及び規程第三十一条の八第一項の申請書	遺族補償年金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書	別紙様式第十四号	A 列 4
規程第十五条第一項の請求書及び規程第三十一条の八第一項の申請書	遺族補償年金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書 〔特殊公務災害・国際緊急援助活動特別災害関係〕	別紙様式第十五号	A 列 4
規程第二十二条の二の請求書及び	障害補償年金差額一時金請求書		

規程第三十一条の十の申請書	障害差額特別給付金申請書	別紙様式第十六号	A 列 4
規程第二十二條の二の請求書及び 規程第三十一条の十の申請書	障害補償年金差額一時金請求書 障害差額特別給付金申請書 特殊公務災害・ 国際緊急援助活 動特別災害関係	別紙様式第十七号	A 列 4
規程第二十二條の三の請求書	障害補償年金前払一時金請求書	別紙様式第十八号	A 列 4
規程第二十三條の請求書	遺族補償年金前払一時金請求書	別紙様式第十九号	A 列 4
規程第十七條第一項の申請書	遺族補償年金支給停止申請書	別紙様式第二十号	A 列 4
規程第十八條の申請書	遺族補償年金支給停止解除申請書	別紙様式第二十一号	A 列 4
規程第十九條第一項の年金証書	年金証書	別紙様式第二十二号	A 列 5
規程第十九條第三項の請求書	年金証書再交付請求書	別紙様式第二十二号の二	A 列 4
規程第二十條第一項の請求書及び 規程第三十一条の八第一項の申請書	遺族補償一時金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書	別紙様式第二十三号	A 列 4
規程第二十條第一項の請求書及び 規程第三十一条の八第一項の申請書	遺族補償一時金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書 特殊公務災害・ 国際緊急援助活 動特別災害関係	別紙様式第二十四号	A 列 4
規程第二十一条第一項の請求書	葬祭補償請求書	別紙様式第二十五号	A 列 4
規程第二十二條第一項の請求書及び 規程第三十二條の三第一項の申請書	未支給の補償請求書 未支給の福祉事業申請書	別紙様式第二十六号	A 列 4
規程第二十四條第一項の通知書	療養の給付決定通知書	別紙様式第二十七号	A 列 4

規程第二十四条第一項の通知書	療養補償決定通知書	別紙様式第二十七号の二	A 列 4
規程第二十四条第一項の通知書	介護補償決定通知書	別紙様式第二十七号の三	A 列 4
規程第二十四条第一項の通知書	葬祭補償決定通知書	別紙様式第二十八号	A 列 4
規程第二十四条第一項及び第三十二条の二第一項の通知書	休業補償 決定通知書 休業援護金 決定通知書	別紙様式第二十九号	A 列 4
規程第二十四条第四項及び第三十二条の二第一項の通知書	傷病補償年金 傷病特別支給金決定通知書 傷病特別給付金	別紙様式第三十号	A 列 4
規程第二十四条第一項及び第三十二条の二第一項の通知書	障害補償 障害特別支給金 決定通知書 障害特別援護金 決定通知書 障害特別給付金	別紙様式第三十一号	A 列 4
規程第二十四条第一項及び第三十二条の二第一項の通知書	遺族補償 遺族特別支給金 決定通知書 遺族特別援護金 決定通知書 遺族特別給付金	別紙様式第三十二号	A 列 4
規程第二十四条第一項及び第三十二条の二第一項の通知書	障害補償年金差額一時金 決定通知書 障害差額特別給付金 決定通知書	別紙様式第三十三号	A 列 4
規程第二十四条第一項の通知書	障害補償年金前払一時金決定通知書	別紙様式第三十四号	A 列 4
規程第二十四条第一項の通知書	遺族補償年金前払一時金決定通知書	別紙様式第三十五号	A 列 4
規程第十六条及び第三十二条の二第二項の通知書	年金たる補償 年金たる特別給付金 の年金額改定通知書	別紙様式第三十六号	A 列 6
障害補償年金			

規程第二十四条の二の通知書	遺族補償年金 支給停止終了通知書	別紙様式第三十七号	A 列 4
規程第二十四条の三第一項及び 第三項の報告書	療養の現状等に関する報告書	別紙様式第三十八号	A 列 4
規程第二十五条第一項の報告書	障害の現状報告書（傷病補償年金）	別紙様式第三十九号	A 列 4
規程第二十五条第一項の報告書	障害の現状報告書（障害補償年金）	別紙様式第四十号	A 列 4
規程第二十五条第一項の報告書	遺族の現状報告書	別紙様式第四十一号	A 列 4
規程第三十一条第一項の申請書	福祉事業 〔外科後処置 アフターケア〕申請書	別紙様式第四十二号	A 列 4
規程第三十一条第一項の申請書	福祉事業（リハビリテーション）申請書	別紙様式第四十三号	A 列 4
規程第三十一条第二項の申請書	福祉事業（補装具）申請書	別紙様式第四十四号	A 列 4
規程第三十一条の四の申請書	福祉事業（在宅介護を行う介護人の派遣）申請書	別紙様式第四十六号	A 列 4
規程第三十一条の五の申請書	福祉事業（奨学援護金）申請書	別紙様式第四十七号	A 列 4
規程第三十一条の六の申請書	福祉事業（就労保育援護金）申請書	別紙様式第四十八号	A 列 4
規程第三十一条の九の申請書	傷病特別支給金申請書 傷病特別給付金申請書	別紙様式第四十九号	A 列 4
規程第三十一条の十一の申請書	福祉事業（長期家族介護者援護金）申請書	別紙様式第四十九号の二	A 列 4
規程第三十二条の申請書	福祉事業（旅行費）申請書	別紙様式第五十号	A 列 4
規程第三十二条の二の通知書	福祉事業決定通知書	別紙様式第五十一号	A 列 4
規程第三十一条の五第三項の報告書	奨学援護金の支給に係る現状報告書	別紙様式第五十二号	A 列 4

規程第三十一条の六第二項の報告書	規程第五十七条の記録簿	規程第五十七条の記録簿	規程第五十七条の記録簿	規程第五十七条の記録簿	規程第五十七条の記録簿
就労保育援護金の支給に係る現状報告書	災害補償記録簿	傷病補償年金等記録簿	障害補償年金等記録簿	遺族補償年金等記録簿	福祉事業記録簿
別紙様式第五十三号	別紙様式第五十四号	別紙様式第五十五号	別紙様式第五十六号	別紙様式第五十七号	別紙様式第五十八号
A 列 4	A 列 4	A 列 4	A 列 4	A 列 4	A 列 4